

新型コロナウイルスや インフルエンザにかかったら

悪化することもあるので、無理せず十分な休養を

受診時

発熱などの症状で受診する場合は、事前にかかりつけ医などに電話してから受診しましょう

休養期間の目安

この目安はウイルスの排出期間を考慮した学校保健安全法の規定です

●新型コロナウイルス感染症の場合

例	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
発症 5日目に 軽快	発症 		外出を控える 		軽快 	登校OK 		感染予防 			
発症 7日目に 軽快	発症 		外出を控える 				軽快 	登校OK 	感染予防 		

- 特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目として5日間は外出を控えましょう
- 5日目に症状が続いている場合は、熱が下がり、たんやのどの痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子をみることが推奨されます
- 発症後10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用するなど、周りの方にうつさないよう配慮しましょう
- (参考)学校保健安全法:発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められたときは、この限りではない

●インフルエンザの場合

例	発症日	発症後、最低5日間は登校不可							発症後5日経過	
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目		
発症 2日目に 解熱	発熱 	発熱 	解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登校OK 	登校OK 		
発症 4日目に 解熱	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	1日目 	2日目 	登校OK 		

- 熱が下がっても、ウイルスが体内に残っていることがあるため、咳などの症状が続いている間は不織布マスクの着用など、周りの方にうつさないよう配慮しましょう
- (参考)学校保健安全法:発症後5日経過し、かつ、解熱後2日(幼児は3日)経過するまで出席停止。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められたときは、この限りではない

